

行事において臨時営業等を始められる皆さんへ

「行事における臨時営業等の取扱要綱」平成3年3月26日 2衛生食第589号衛生局長通知
最終改正 平成18年11月1日 18福保健食1877号

縁日、祭礼等の行事において、不特定多数を対象として簡易な施設を設け食品を提供する場合、原則として食品衛生法で定めている営業許可が必要です。

また、営業許可を受けるためには、営業許可の申請をして、知事が定めた施設基準に合致した施設をつくり、公衆衛生上講ずべき措置の基準を守ることが必要です。詳細については、最寄りの保健所にお尋ねください。

対象等

一時的に催され、不特定多数の者が自由に参加できる次のような行事で行う営業を対象とします。
ただし、専ら物品販売や興行など、営利を主目的とする行事を除きます。

ア	神社・仏閣の縁日・祭礼	イ	住民祭	ウ	産業祭
エ	花火大会	オ	盆踊り	カ	花見
キ	歩行者天国	ク	彼岸会		

営業種目

- 1 飲食店営業（臨時）
- 2 菓子製造業（臨時）

営業許可申請

主たる営業地を所管する保健所
（やむを得ない場合は、申請者の住所地を所管する保健所）

許可有効期間

5年
（ただし、営業許可の有効範囲は、都内一円に限られる。）

必要書類等

- 1 営業許可申請書 1部 （主たる営業地及び取扱食品を明記すること。）
- 2 営業設備の概要・配置図 2部
- 3 許可手数料

手続

事前相談

施設の設計図等を持参の上、事前に御相談ください。

申請書類の提出

書類は施設工事完成予定日の10日くらい前に提出してください。

施設検査の打合せ

申請の際、担当者と工事の進行状況の連絡方法や検査日等の相談をしてください。

施設検査

検査の際は、営業者が立ち会い、原則として、保健所で検査を受けてください。
なお、施設基準に適合しない場合は許可になりません。不適事項については改善し、改めて検査日を決めてから再検査を受けてください。

許可書の交付

- (1) 施設基準適合確認後、許可書を作成しますが、交付までには数日かかりますので、交付日等についてはあらかじめ打ち合わせてください。
- (2) 営業許可書受領の際は、印鑑が必要です。
営業許可書が交付されるまで、営業できませんので御注意ください。

営業開始

営業中、常に営業許可書を施設内の見やすい場所に掲示しなければいけません。
なお、この際、営業許可書をコピーしたものは認められません。
営業許可書には取扱食品が明示されています。



臨時出店者が出店する場合は

「行事における臨時営業等の取扱要綱」第八 臨時出店者に関する規定
「地域保健法（昭和22年法律第101号）第六条」

縁日、祭礼等の行事において、不特定多数を対象として簡易な施設を設け食品を提供する行為を行っても、以下の要件を満たす場合は営業許可を必要としません。しかし、食品衛生上の危害の発生を防止するため、臨時出店者は保健所の指導に従ってください。

1 出店行事の範囲

臨時出店者は、以下の要件を満たすものをいいます。

- (1) 出店地を所管する地方公共団体（市町村及び都）、国又は住民団体が関与する公共的目的を有する行事に出店すること。
- (2) 飲食店行為、菓子製造行為及び食料品販売行為を行うこと。
- (3) 出店日数が原則として一年に五日以下であること。

2 臨時出店の届出

行事主催者は、以下の行為を行ってください。

- (1) あらかじめ出店地を所管する保健所に取扱食品や施設基準等について指導を受ける。
- (2) 臨時出店者が記入した「臨時出店届」を添付した「行事開催届」を提出し、臨時出店届に受理印を受けたものの写しの交付を受ける。届出書類は2部ずつ提出し、保健所の受理印を受けたものの一部の交付を受けること。
- (3) 臨時出店届に受理印を受けたものの写しを出店施設の見やすいところに掲示する。

3 出店するに当たっての注意事項

- (1) 取扱食品は、原則として臨時営業の取扱食品の規定に準ずること。（表1～3参照）
- (2) 施設及び食品の取扱方法は、臨時営業の施設基準及び公衆衛生上講ずべき措置の基準の規定に準ずること。
- (3) 近隣に迷惑な行為をしない、また客にもさせないこと。
- (4) 出店場所、時間等について、関係法令に違反しないようにすること。
- (5) 出店に際しては、食品衛生法の規定を遵守すること。

行事において必要な許可あるいは届出とは？

一時的に催される行事である。

はい

不特定多数の者が自由に参加できる行事である。

はい

営利を主目的としない行事である。 1
(専ら物品販売や興行などでない)

はい

いいえ

通常の許可

出店地を所管する地方公共団体(市町村及び都)、国又は住民団体が関与する公共的目的を有する行事

はい

いいえ

臨時営業

- 1 飲食店営業(臨時)
- 2 菓子製造業(臨時)

日数が原則として一年に五日以下である

はい

いいえ

臨時出店者
行事開催届及び臨時出店届 2

1 行事に出店することを業とする者は、いずれの場合も許可が必要です。

2 食品衛生上の危害の発生を防止するためには届出だけでなく、保健所の指導に従うことが必要です。

取扱食品
(裏面表1、2参照)

以下の要件を満たし、かつ、裏面の表に掲げる食品1品目に限る。

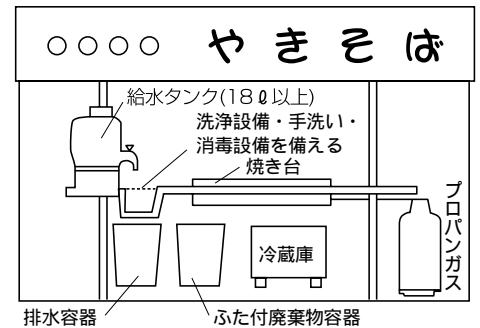
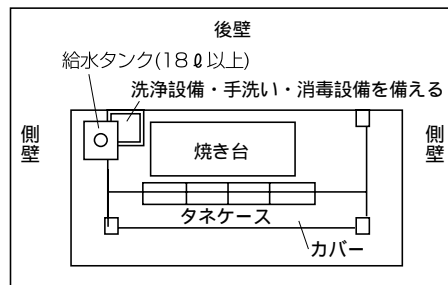
飲食店営業(臨時)は、喫茶類1品目(ところてん及びかき氷を除く。)又は酒類1品目と、他の1品目とを併せて提供することができる。

- (1) 生もの(さしみ、すし等)、生クリームを取り扱わない。
- (2) 原材料の細切等の仕込み行為はその場で行わない。
仕込みの必要な原材料を使用する場合は、あらかじめ営業許可を受けた施設等で仕込みを行い、必要に応じて使用(調理)直前まで十分に冷蔵したものを使用する。
- (3) かき氷には飲用水を使用し、削氷を行う際は、手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用い、盛り付けは衛生的な器具を用いる。
- (4) その場での製造、加工及び調理に多量の水の使用を必要とするものは取り扱わない。
- (5) ところてん、かき氷、清涼飲料水及び酒類を除き、客への提供直前に加熱処理が行えるものの以外は取り扱わない。

施設基準

構造	屋根、側壁を有し、清掃しやすく、すべての設備を収容することができるものであり、使用しない場合には、衛生的に保管できる構造の施設であること。
給水設備	蛇口のついた容量18ℓ以上のふたの付いた容器を備え、使用する水は、水道水又は水道法に定める水質基準に適合する水であること。
洗浄設備	器具類の洗浄設備及び手洗い設備を備えること。
排水設備	排水容器を備えること。
冷蔵設備	必要に応じて、取扱量に応じた性能と容量を有する冷蔵設備を備えること。
格納設備	食品及び器具・容器包装等を衛生的に保管できる格納設備を備えること。
食器類	食器類は、1回使用した後に廃棄するものを使用すること。
廃棄物用設備	廃棄物(客が使用した食器類を含む。)を衛生的に処理するためのふたの付いた容器を備えること。
消毒設備	手指を消毒するための消毒用薬品を入れた容器を備えること。

**施設
図面例**



公衆衛生上講ずべき措置の基準

- 1 出店場所における調理、加工及び製造等の行為はすべて施設内で行うこと。
- 2 食品及び器具・容器包装等は衛生的に取り扱うこと。
- 3 手洗い設備には、せっけん及び消毒液を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- 4 従事者は、つめを短く切り、食品を取り扱う前及び用後は、手指の洗浄及び消毒を行うこと。
- 5 施設周辺を清潔に保つこと。
- 6 施設の補修及び水、消毒液等の補充に努めること。
- 7 客が使用した食器等の処理は、営業者の責任で行うこと。
- 8 廃棄物容器は汚液、汚臭等が漏れないようにし、かつ、清潔に保つこと。
- 9 調理作業に従事する者は、清潔な衣服を着用すること。
- 10 飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判明したときは、そのおそれなくなるまでの期間、食品に直接接触することのないよう食品の取扱作業には十分注意すること。

備考

次の点についても注意してください。

- 1 近隣に迷惑な行為をしない、また客にもさせないこと。
- 2 出店場所、時間等について、関係法令に違反しないようにすること。